



附属資料

諮問と答申

1 八幡市総合計画審議会への諮問

八政第 131 号
平成17年9月2日

八幡市総合計画審議会会長 様

八幡市長 牟礼勝弥

第4次八幡市総合計画の策定について（諮問）

第4次八幡市総合計画の策定に当たり、八幡市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 八幡市総合計画審議会からの答申

平成18年11月10日

八幡市長 牟礼勝弥 様

八幡市総合計画審議会
会長 飯塚英雄

第4次八幡市総合計画の策定について（答申）

平成17年9月2日付け八政第131号で諮問のありました第4次八幡市総合計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、市民参画・市民協働によるまちづくりを基本に、市民にわかりやすい計画策定を念頭に審議を行ってきましたが、特に下記の事項に配慮され、将来都市像「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」の実現に向けて、ご尽力されることを期待します。

記

1 指標の設定について

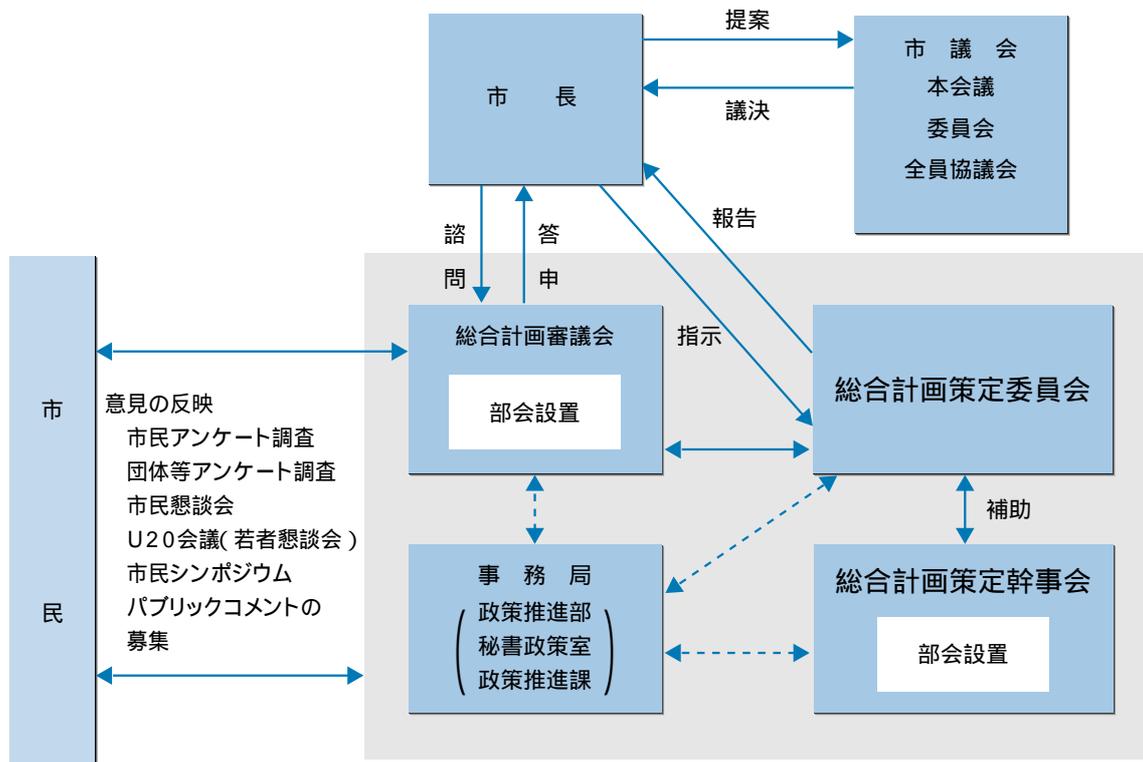
本計画の実現に向けて、部門別計画の各章ごとに代表的な指標を設定し、数値目標を定めることにより、市民にもわかりやすい、適切な進行管理を行う必要があります。

2 「障がい者」の表記について

「障がい者」の表記について、これまで漢字で表記されてきましたが、漢字の意味そのものや用例からみて人に対して使用するのとは好ましくないと判断し、本答申ではひらがな表記を採用しています。

策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

(1) 総合計画審議会

2005(平成17)年

9月 2日 第1回八幡市総合計画審議会開催
(委員委嘱、第4次八幡市総合計画の策定諮問、市民アンケート調査 単純集計 結果等)

10月31日 第2回審議会開催
(市民・団体等アンケート調査結果、市民懇談会・U20(若者懇談会)開催結果、八幡市の現状分析・将来推計、八幡市の課題)

2006(平成18)年

1月30日 第3回審議会開催
(第3次八幡市総合計画総括、第4次八幡市総合計画序論・基本構想(素案) 審議会における部会設置、第2回市民懇談会の開催)

3月27日 審議会委員による市内視察

4月14日 第1回審議会第1部会開催
(基本計画 環境保全、土地利用、交通、道路、情報通信 検討)

20日 第1回審議会第2部会開催
(基本計画 人権の尊重、市民協働、子育て、教育、文化芸術振興 検討)

28日 第2回審議会第1部会開催
(基本計画 産業振興、安全・安心、都市整備 検討)

5月12日 第2回審議会第2部会開催
(基本計画 健康・福祉、計画の推進など 検討)

- 5月18日 第3回審議会第1部会開催
(基本計画 環境保全、土地利用、産業振興、交通、道路、情報通信、安全・安心、都市整備 とりまとめ)
- 25日 第3回審議会第2部会開催
(基本計画 人権の尊重、市民協働、子育て、教育、文化芸術振興、健康・福祉、計画の推進など とりまとめ)
- 6月19日 第4回審議会開催
(第4次八幡市総合計画 中間案、市民シンポジウム)
- 9月15日 第5回審議会開催
(パブリックコメント等の反映、第4次八幡市総合計画 答申素案)
- 10月27日 第6回審議会開催
(第4次八幡市総合計画 答申案)
- 11月10日 「第4次八幡市総合計画の策定」について会長・副会長から市長へ答申

(2) 総合計画策定委員会

2005(平成17)年

- 4月22日 総合計画策定委員会設置
- 28日 第1回策定委員会開催
- 8月31日 第2回策定委員会開催
- 10月17日 第3回策定委員会開催

2006(平成18)年

- 1月16日 第4回策定委員会開催
- 5月 2日 第5回策定委員会開催
- 15日 第6回策定委員会開催
- 6月 5日 第7回策定委員会開催
- 8月31日 第8回策定委員会開催
- 10月16日 第9回策定委員会開催
- 12月 4日 第10回策定委員会開催

(3) 総合計画策定幹事会

2005(平成17)年

- 4月22日 総合計画策定幹事会設置
- 5月17日 第1回策定幹事会開催
- 31日 第2回策定幹事会開催
- 10月13日 第3回策定幹事会開催
- 12月26日 第4回策定幹事会開催

2006(平成18)年

- 1月11日 第5回策定幹事会開催
- 4月10日 第1回策定幹事会第1部会開催
- 17日 第1回策定幹事会第2部会開催
- 24日 第2回策定幹事会第1部会開催
- 5月 8日 第2回策定幹事会第2部会開催

- 5月15日 第3回策定幹事会第1部会開催
- 22日 第3回策定幹事会第2部会開催
- 6月28日 第6回策定幹事会開催

(4) 市民参画の取組

2005(平成17)年

- 6月22日～ 八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」実施
対象：18歳以上の八幡市民3,000名 有効回収数1,276票
[有効回収率 42.5%]
- 7月14日～ 第4次八幡市総合計画策定にあたっての「団体等アンケート調査」実施
対象：市内で活動する36団体 有効回収数23票 [有効回収率 63.8%]
- 8月29日～ 第1回市民懇談会（ワークショップ方式）開催（市内5地域）
30日 U20会議（若者懇談会）開催 対象者：小学5年生～大学1年生

2006(平成18)年

- 2月11日～ 第2回市民懇談会（審議会主催）開催（市内5地域）
- 7月 1日～ 広報やわた、八幡市ホームページに「中間案」を掲載し、パブリックコメントを募る
- 22日 第4次八幡市総合計画・市民シンポジウム（審議会主催）開催
参加者数：150名

(5) 職員研修

2005(平成17)年

- 7月 1日 第1回職員研修「総合計画における行政評価と指標設定」
- 10月 3日 第2回職員研修「成果重視の行政経営と総合計画」

2006(平成18)年

- 2月 1日 第3回職員研修「行政評価と連動した総合計画の進行管理」

(6) 議会における協議等

2006(平成18)年

- 3月 3日 八幡市議会全員協議会で「第4次八幡市総合計画 序論・基本構想（素案）」について報告・協議
- 6月27日 八幡市議会全員協議会で「第4次八幡市総合計画（中間案）」について報告・協議
- 9月27日 八幡市議会全員協議会で「市民シンポジウム開催結果」「パブリックコメント等の内容報告」「第4次八幡市総合計画(答申素案)」について報告・協議
- 11月21日 八幡市議会全員協議会で「第4次八幡市総合計画の策定に関する答申」について報告・協議
- 12月 6日 平成18年八幡市議会第4回定例会において「第4次八幡市基本構想について」を可決

条例・規則等

1 八幡市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に別表のとおり附属機関を置く。

（委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
市長	八幡市総合計画審議会	総合計画に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務

2 八幡市総合計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和44年八幡市条例第16号）第3条の規定に基づき、八幡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員65名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員若干名を任命することができる。

4 審議会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 市長は、委員から退職の申出があったとき、又は委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解任することができる。

3 委員は、任期満了後も後任者が任命されるまでは、その職務を行う。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第2条第4項に基づき専門部会を設置したときは、構成員の互選により部会長及び副部会長を選任するものとする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長がつとめる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門部会は、部会長が招集し、会議の長をつとめる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部秘書政策室政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

3 八幡市総合計画に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、八幡市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定委員会)

第2条 総合計画に関する調査、研究及び総合計画策定のため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、総合計画担当助役をもってあて、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、政策推進部参与をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、八幡市庁議等設置規程(平成5年八幡市規程第9号)第3条第1項に規定する職員(市長を除く。)とする。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

(1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。

(2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。

(3) 市長の指示に基づく総合計画原案の策定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し特に必要な事項

(幹事)

第4条 委員会の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、市長の事務部局、議会の事務部局、公営企業、消防本部及び教育委員会の事務部局の関係各課等に幹事を置くことができる。

2 幹事は、市長が任命する。

3 幹事は、幹事会を組織し、政策推進部参与が招集する。

4 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第6条 部長及び課長(これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。)は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行うなど総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、総合計画に定められた事務事業の進捗状況について必要と認めるときは、部長及び課長に対して報告させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、政策推進部秘書政策室政策推進課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

関係者名簿

1 第4次八幡市総合計画審議会 委員名簿【五十音順：敬称略】

	氏名	所属等	備考
会長	飯塚 英雄	徳島文理大学 教授	
副会長	奥村 順一	教育委員会	第2部会 部会長
副会長	木多 彩子	摂南大学 助教授	第1部会 部会長
委員	入江 厚子	環境市民ネット	
"	岩 成 功	自治連合会・人権教育推進協議会	
"	岡 岩 繁	八幡警察署	平成18年3月10日から
"	尾形 良治	NPO 八幡まちおこしの会	
"	奥原 恒興	山城広域振興局	平成18年5月31日まで
"	加藤 博史	福祉のまちづくり推進協議会	
"	金子 啓子	女性団体連絡協議会	
"	久坂 斗了	都市再生機構 西日本支社	
"	熊野 昭一	防災関係	
"	小島 廣政	体育関係・京都産業大学 教授	
"	高橋 広和	市民公募	
"	高村 一子	市民公募	
"	田中 恆清	文化芸術振興会議	
"	地上 進	山城広域振興局	平成18年6月1日から
"	寺本 英二	八幡警察署	平成18年3月9日まで
"	永井 慶	大学生	
"	中川 勇	商工会	
"	中川 貴由	工業会	第1部会 副部会長
"	中原 重夫	青年会議所	第2部会 副部会長
"	中村 咲紀子	大学生	
"	長谷川 昌代	市民公募	
"	藤村 登茂子	JA京都やましろ女性部	
"	松田 定	山城教育局	
"	文字 正	産業振興関係	
"	山岡 祐子	株式会社白川書院	
"	山本 昌文	スミセツテクノ株式会社	
"	吉田 延雄	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	
"	脇 博一	京阪電気鉄道株式会社	
"	和多田田鶴子	民生児童委員協議会	

2 総合計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考	役 職	氏 名	備 考
助 役	松本 伍男	委員長	市 民 部 長	上杉 保治	
助 役	竹延 信三	平成18年5月まで	環 境 経 済 部 長	藤林 一慶	
収 入 役	小堀 重男		保 健 福 祉 部 長	鴨田 隆	平成18年3月まで
教 育 長	今井 興治		保 健 福 祉 部 長	祝井 善男	平成18年4月から
水道事業管理者	豊田 茂	平成18年4月から上下水道部長兼務	都 市 整 備 部 長	堀口 文昭	平成18年4月から
政策推進部長	横田 哲		消 防 長	田中 英夫	平成18年3月まで
政策推進部参与	黒川 京重	副委員長	消 防 長	前川 博	平成18年3月まで上下水道部長
総 務 部 長	宮崎 進		教 育 部 長	垣内 忠	
総 務 部 技 監	本岡 啓介	平成18年3月まで都市整備部長			

3 総合計画策定幹事会 幹事名簿【五十音順】

氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
足立 善計	平成18年3月まで	新道 広知		藤野 博之	
大野登美次	平成18年4月から	辻 保夫	平成18年4月から	松本 宏	
荻野 朝規		辻 克則		真鍋 仁	平成18年3月まで
上村 文洋		鳥原 弘久		水瀬 安春	
神村 僚二		中井 啓一		南本 晃	平成18年4月から
岸本 洪一		南村 十三		守山 康史	平成18年3月まで
北野 哲夫		西川 茂男		山本 政名	
北村 美治		西口 幸範		山本 幸夫	平成18年3月まで
木村 康博		林 幸光		吉田 忠夫	
小山 嘉巳		符川 裕子		和田 知二	
斉藤 敬造		福田 賢二		和田 康弘	
佐野 雅子		藤井 武夫	平成18年3月まで		

表紙写真の解説



上段の左から美濃山の竹林、松花堂の紅葉、背割堤の桜。
 中段左から有都地区での稲刈り、川口地区のなし狩り、NPO法人が主催するイベント「あかりの祭典」。
 下段左から流れ橋、石清水八幡宮の初春、男山団地。

第4次八幡市総合計画

2007（平成19）年3月

発行 / 八幡市

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL（075）983-1111（代表）

URL <http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

編集 / 政策推進部秘書政策室政策推進課

本冊子の本文用紙は再生紙を使用しています。